指定研究

選択本願念仏集（延書）

主任　大田利生

研究員　川添泰信
普賢保之
杉岡孝紀
玉木興慈
三栗章夫
高松俊景
渡邊了生
貫名譲
滕憲之
前田壽雄

まえがき

寓宗的立場にあった日本の浄土教は法然上人によって独立した。その独立宣言の書が『選択本願念仏集』である。このような意味に於いて『選択集』は重要な位置を占めるものである。『選択集』は本来、漢文で書かれたものであるが、日本浄土思想の展開の中において、延書による和語のものも作成された。延書形態は、浄土宗系にはなく真宗系にのみ見られるものである。この延書の一つに存覚上人の相伝本といわれるものがあ

る。本研究は、真宗系の『選択集』に対する理解の仕方などについて、研究を行うものである。今回は、『選択集』の撰述に関する玉木興慈氏の研究報告論文を提示して、大方の叱正を願うものである。

（大田利生）

『選択集』の製作とその問題

一　『選択集』撰述の由来と状態

親鸞（一一七三―一二六二）は『顕浄土真実教行証文類』の行巻に、

『選択本願念仏集』〔源空集〕にいはく、「南無阿弥陀仏〔往生の業は念仏を本とす〕」と。またいはく、「それすみやかに生死を離れんと欲はば、二種の勝法のなかに、しばらく聖道門を閣きて、選んで浄土門に入れ。浄土門に入らんと欲はば、正・雑二行のなかに、しばらくもろもろの雑行を抛ちて、選んで正行に帰すべし。正行を修せんと欲はば、正・助二業のなかに、なほ助業を傍らにして、選んで正定をもつぱらにすべし。正定の業とはすなはちこれ仏の名を称するなり。称名はかならず生ずることを得。仏の本願によるがゆゑに」と。

（『浄土真宗聖典（註釈版）』一八五頁）

と、『選択本願念仏集』（以下、『選択集』と略す）の標挙といわゆる「三選の文」とを挙げている。標挙は『選択集』の最初の言葉であり、「三選の文」は『選択集』の最後の文であるから、最初と最後の文を挙げることによって、親鸞は、『選択集』の全体を挙げていると考えることができる。

また、『顕浄土真実教行証文類』の後序にも、

元久乙丑の歳、恩恕を蒙りて『選択』を書しき。同じき年の初夏中旬第四日に、「選択本願念仏集」の内題の字、ならびに「南無阿弥陀仏往生之業　念仏為本」と「釈綽空」の字と、空の真筆をもつて、これを書かしめたまひき。同じき日、空の真影申し預かりて、図画したてまつる。同じき二年閏七月下旬第九日、真影の銘は、真筆をもつて「南無阿弥陀仏」と「若我成仏　十方衆生　称我名号　下至十声　若不生者

不取正覚　彼仏今現在成仏　当知本誓重願不虚　衆生称念必得往生」の真文とを書かしめたまふ。また夢の告げによりて、綽空の字を改めて、同じき日、御筆をもつて名の字を書かしめたまひをはんぬ。本師聖人今年は七旬三の御歳なり。（『浄土真宗聖典（註釈版）』四七二頁）

と記される。『選択集』を付属されたことが、生涯を通じて忘れえないほどの感激をもって、感銘深い文調で記されている。

法然（一一三三―一二一二）の主著であり、浄土宗の独立を宣言した書でもある、『選択集』が先述された事情・経緯について、まず整理しておきたい。

『選択集』の後述に於いてすでに述べられるように、『選択集』は命旨によって撰集されたものである。親鸞の『顕浄土真実教行証文類』の後序にも記されるように、命旨は、九条兼実（一一四九―一二〇七）を指し、九条兼実の請願によって法然が選集したと考えることができる。西山派の善恵房証空（一一七七―一二四七）は『選択蜜要訣』巻第一に、鎮西派の聖光房弁長（一一六二―一二三八）も『徹選択本願念仏集』に述べているなど、『選択集』が九条兼実の要請によって選せられたことは間違いないであろう。

●『選択集』後述（『浄土真宗聖典七祖篇（註釈版）』一二九二頁）

浄土の教、時機を叩いて行運に当たれり。念仏の行、水月を感じて昇降を得たり。しかるにいま図らざるに仰せを蒙る。辞謝するに地なし。よりていまなまじひに念仏の要文を集めて、あまつさへ念仏の要義を述ぶ。ただ命旨を顧みて不敏を顧みず。これすなはち無慚無愧のはなはだしきなり。庶幾はくは一たび高覧を経ての後に、壁の底に埋みて、窓の前に遺すことなかれ。おそらくは破法の人をして、悪道に堕せしめざらんがためなり。

●『顕浄土真実教行証文類』後序（『浄土真宗聖典（註釈版）』四七三頁）

選択本願念仏集は、禅定博陸〈月輪殿兼実、法名円照〉の教命によりて撰集せしめるところなり。真宗の簡要、念仏の奥義、これに摂在せり。

●『昭和法然上人全集』「一期物語」四四七頁

当初ニ上人御不例気出来給ヘリ。聊御平癒之時、従二月輪禅定殿下一。為二御形身一集二要文一可レ給之由被レ仰。依レ之造二此書一令二進覧一給フ

●証空『選択蜜要訣』巻第一（『浄土宗全書』八―二四七頁）

此の集は月輪禅定殿下毎月の御授戒に上人を参ぜしむ。然るに六十有余の時、暇を申して籠居し、証空を以て代官に進ぜしむ。これに依って殿下禅閤より仰せありて云く、面謁の事希にして願心に疑あり。往生の信心を増進せしめんが為に、抄物を記し賜るべしと。これに依つて上人六十六の春、建久九年三月此の文を撰せらる。

●聖光『徹選択本願念仏集　上』（『浄土宗全書』七―九六頁）

此の書の造意は九条の殿下源空に向かひて、高命を示して云く。対面の次毎に、念仏往生の義度々これを聞くといへども、即施即廃なり。請ふ、その文を註して予に賜れと。云々。源空この仰せを蒙り、辞し申すことあたはず。これによって善導の釈義を謹んで以てその文勢を記し、兼ねてまたその義勢を陳ぶ。しかれば則ち選択の後序に云くいま図らざるに仰せを蒙る辞謝するにところなし。よつていま愍に念仏の要文を集め、剰へ念仏の要義を述ぶ。ただ命旨を顧みて不敏を顧みず。これ即ち無慚無愧の甚だしきなり。

●持阿（―一三一四）『選択決疑抄第五見聞』（『浄土宗全書』七―九二四頁）

月輪殿下御使は対馬の前司重俊云々。（中略）尋ねて云月輪殿下誰人ぞやと。答う。法性寺大臣殿の三男大殿実名は忠通也。御子息四人也。嫡子基実（普賢寺殿）二男は基房（松殿）三男兼実（月輪殿又九条殿と云）四男は兼房（高野大政大臣）この四人の中の三人は関白殿となり、兼房一人しからず。

●行観（一二四一―一三二五）『選択本願念仏集秘鈔』（『浄土宗全書』八―三三六頁）

まづこの選択とは月輪禅定殿下より仰せを蒙りて作らるる文なり。（中略）この時法然上人春秋六十六御籠居已後のことなり。

●長西（一一八四―一二六六）『念仏本願義』（『浄土宗全書』八―四五六頁）

大経釈に依つてこの選択集を補助せばおよそ今集の縁起は故上人南無阿弥陀仏（実名重源）の請いを受けて東大寺に於いて浄土三部経を誦する為に三部経の釈を造る。その後月輪禅定殿下念仏要義を尋ねられし時か彼の三部経釈選略して即これを進覧す。今の選択集これなり。この選択集もし隠れる所あれば三部経釈を以て即これを糺明す。

以上述べてきたように、九条兼実の請願によって、『選択集』が撰集されたことは異論のない所であるが、選集に当たって、その座に連なった門弟に関しては、古来、様々な説がある。事実は決しがたいが、草稿本と考えられる廬山寺本[1]の筆跡について、内題と標宗は法然自筆のものであり、本文には幾人かの筆跡があるとされている。

●『法然上人行状絵図』第十一巻『勅修御伝』

建久八年、上人いささかなやみ給ふ事有けり。殿下ふかく御歎ありける程に、いく程なくて平癒し給ひにけり。上人、同九年正月一日より草庵にとぢこもりて別請におもむき給はざりければ、藤右衛門尉重経を御使として、浄土の法門、年来教誡を承るといへども、心腑におさめがたし。要文をしるし給はりて、かつは面談になずらへ、かつはのちの御かたみにもそなへ侍らむと仰られければ、安楽房を執筆として、選択集を撰せられける。

●証空『選択蜜要訣』第一（『浄土宗全書』八―二四七頁）

この文を撰せらるの時、人を簡びて座にあらしめず、真観ありて法門の義を談じ、証空ありて経釈の要文を引き、安楽ありて筆を執りてこれを書き、この外に人を簡びて在座せしめられず。安楽題を書して云く経釈多く果に向かひてこれを題す。

●行観『選択本願念仏集秘鈔』（『浄土宗全書』八―三三六頁）

この時法然上人春秋六十六御籠居已後のことなり。西山上人年齢二十三云々（二十五歳と云う有り）。法然上人は達者西山上人は口入人なり。或いは師の仰せに随つて経律論等の文共を引き集める書かせらるるなり。勢観房は生年十八なり。この人は御前に侍るといえども、未だ口入の分ほどに至らざるなり。執筆は安楽房にてはべけるか。第二章まで書きたる時これ執筆面目なり。末代に至るまでも安楽房の執筆にてこれを書きたりけると風聞せんといいけるを上人聞き召して、謂うなく出離生死往生極楽のために書写せらる教門をまづ名聞に住して書かんこと末まで透るべからずと仰せられて、第三章よりは別の執筆真観房と云う人これを書ける。

●宣明（一七五〇―一八二一）『選択本願念仏集枢要』巻一（『真宗体系』第十二巻三頁）

述作の執筆等は。密要決に建久九年三月にこの書撰し給ふ時に真観房と安楽房と証空上人の三人を選んで座につかす。真観は法門の義を談ず。証空上人は勘文の役。安楽房は筆授の役。此の外はその座になしと云う。又行観抄に勢観房筆授の役にして御前に侍ると云う。西山上人勘文の役なることは鎮西家の書に見えねども偽りならざることは東大寺凝然の浄土源流章二十に証空年二十三是れ勘文役深く文理に達す。又黒谷伝十一巻に依るに初安楽房執筆するに第三章に於いて予もし筆作の器たらずばかくのごとくの会座に参せられまじと。元祖聞きたまひてこの僧憍慢の心ふかくして悪道に堕しなんとてしりぞけらる。其の後は真観房感西に書かせられけると。又直牒に初め選択本願念仏集より念仏為本まで元祖の御自筆なり。道綽禅師より第三本願章の能令瓦礫変成金まで安楽房なり。其の次問曰一切菩薩より十二の付属章まで真観房なり。第十三章より下は外の人の筆なり。又若以善導より下は真観房なりと鎮西家の説なり。

二　『選択集』撰述の時期

次に、『選択集』の選集の時期について、わずかばかりであるが、主な説を諸文献資料の整理・概観をしておきたいと思う。

『選択集』の執筆年代について、異説があるが、有力なものは、一、建久九年説（一一九八）と、二、元久元年説（一二〇四）の二つである。

一の建久九年説の立場は、執筆の役に当たったといわれる真観房感西が、正治二年（一二〇〇）に没しており、選集はそれ以前であるとすべきであるなど、その他の理由でこの説をとっている。鎮西派をはじめとして、西山派の大部分や真宗の一部がこの立場である。二の元久元年の説は、

当麻寺奥院本が元久元年の写本である、隆寛や親鸞の書写が元久元年或いは二年であること、また、九条兼実の請願が選集の直接の契機となったが、九条兼実の入道が、一二〇〇年で、それ以前は暇がないであろうという推測からこの説が主張される。真宗や隆寛の門流、西山派の一部がこの説をとっている。

① 建久九年説

●源智（一一八三―一二三八）『選択要訣』（『浄土宗全書』七―一八四頁）

問う。同人又云く、この集昔時上人の命を奉して我れ要文を集むと実に、いかんとならず。答う。選択の文を集めて建久第九の暦に当たる歳月を算り計るに、四十歳になんなんとす。年齢をもって知りぬべし。また、才能を付て知りぬべし。

●証空『選択蜜要訣』巻第一（『浄土宗全書』八―二四七頁）

先述。

●良忠（一一九九―一二八七）『選択伝弘決疑鈔』巻第五（『浄土宗全書』七―三四七頁）

月輪殿下宿縁に催されて深く以て信仰す。帰するに西方の行を以てし、請するに念仏の文を以てす。上人命に遵ってこの集を作りたまふ。時に建久九年作り已わりて（以下省略）

●凝然（一二四〇―一三二一）『浄土法門源流章』（『浄土宗全書』十五―五九〇頁）

源空年六十六にして選択本願念仏集一巻を録し、浄土宗を立てて大いに義理を顕わす。これより已後浄教甚だ昌んなり。

●持阿『選択決疑抄第五見聞』（『浄土宗全書』七―九二四頁）

選択は源空六十六なり。第一第二の章は安楽房の執筆、第三章より嫡弟真観房已上。源空証空真観房三人の外は別人なきなり。

●聖冏（一三四一―一四二〇）『決疑鈔直牒』巻第十（『浄土宗全書』七―六一四頁）

経十五年とは問う。何年より十五年を経たるや。答う。もしこれ建久八年（丁巳）謁を奉るより十六年を経る、知りぬ、これは即ち、選択相承建久九年（戊午）よりか云々。経四十二年等とは問う。これ何年よりこれを数ふるか。答う。知りがたし。もし選択相伝の年より初めてこれを計れば嘉禎四年（戊戌）に至るに四十一年を経。もししかれば、四十二年の二の字は一点を増すか。もし四十二年を以て本と為すは奉謁の年よりこれを数ふるか。もししかれば前の轍に似ず。これ乃ち不審云々。問う。決答には延応元年という、今と相違す、いかん。答う。これまた知りがたし。三大上人の伝並びに御臨終の記及び惣血脈の図一同に皆嘉禎四年と云う。知りぬ、この説正しきか。三十六と四十二年と総合して七十七年となる。故に但しかの決答は嘉禎四年を改めて建仁元となす、すべからく建仁というべし。しかるを延応という、もしこれ書筆の謬か、延応元年は已亥なり、宜だ諸説の嘉禎四年（戊戌）に違えるのみならずまた鎮西の御年七十八を成す。不審一にあらず、宜しく今抄によるべし。

●行観『選択本願念仏集秘鈔』（『浄土宗全書』八―三三六頁）

先述。

●恵空（一六四四―一七二一）『選択集叢林記』巻一（『真宗全書』第十七巻三頁）

選集年月凡そ六説あり。

一。建久九年。決疑云。月輪殿請念仏の文を以て。上人命に遵いてこの集を作る。時に建久九年（戊午）作已。見聞（良栄）云。建久九年春（正二両月）之を作る。（上人御歳六十六也）密要云。月輪禅定殿下御授戒。上人参ぜらる。六十有余之時暇を申して籠居す。証空を以て代官

に進む。之によって殿下時々に仰せ有りて云。面謁事希なり。願心疑いあり。往生の信心を増進せしめんがために抄物を記給すべし。之によりて上人六十六の春。建久九年三月この文を進ぜらる。聖覚記・舜昌伝・及び皆・同じ。智通の口筆また同じ。了恵聖光伝之に同じ。

二。建仁元年（辛酉）。私聚抄云。選択集の起こり、大谷上人暇を諸檀に乞う。公私を弁交す。去る建仁元年正月一日別時となす、五十日大谷草庵に籠居す。その時月輪禅定殿下久しく恩顔を拝せざるを嘆く。対馬の守左右衛門尉重経を以て（行観重経入道という。舜昌伝藤右衛門尉重経という云々。聖覚対馬の守左右衛門という。云々）お使いとして遣る。上人籠居日数既に久しい。依つて念仏の要文を集め、之を給うべし。之を以て日日向顔に擬せんと欲す。之によりてこの文を進ぜらる。大谷上人御歳六十九。善恵上人二十五也。

三。元久元年（甲子）。私抄（尭恵）云。上人七十二歳御時。〈乃至云々〉。多念義この説に存す。古徳伝亦元久元年の春という。敬西の伝亦しかなり。

四。元久二年（乙丑）上人伝（信瑞）云。元久二（乙丑）年。上人七十三御歳。選択集を製す。

五。正治年中。私聚抄・選択伝之を出す。正治は三年改元す（三月改元）。建仁元年と号す。即ち上人六十九御歳也。一念義この説に存す。深草の義又同じ。

六。建久八年（丁巳）上人六十五歳。これ選択伝の説也。もし正源名義鈔に依れば、この年、仮名書二巻を撰す。殿下に進ぜらる。殿下重ねて改めて真名となることを請う。これに依つて同九年正月清書す。殿下に進ぜらる。云々。八年草書す。九年清書漢字なり。

右種種の中、今しばらく、建久九年の説に依るべし。善恵・聖光・良忠・舜昌・正源等皆一同の故に。（この年わが上人は二十六歳なり）。殿下御歳四十九歳なり（製作の年戊午より十五年後壬申年入滅）。

●了祥（一七八八―一八四二）『選択集昨非鈔』巻第二（『真宗全書』第十九巻一九八頁）

叢林記に五説を出し、和鳴記に選択して六説を出す。さらに按ずるに未だ尽きず。まづ了誉付法伝の説をおもふに、徹選・決疑ともに建久九とし、自作の書にも、建久九の説をいひながら、付法伝のみ建久三の異説をなすべきに非ず。又酉誉も、ついに建久三の説を相承するを見ず。さればおそらくは年六十六の春といふ。後の六の字の脱するなるべし。又その文体をみるに、正二両月といふ狭註まで、了慧の御文をうつせば、

その年時も、これにたがふべからず。爾れば、是れ別説とするに足らず。次に私集出る所の信瑞の上人伝をおもふに、信瑞・敬西もと同人にして、了栄引く所の敬西伝に、元久元年といふもの、すなはち是れなり。四十八巻・九巻・十巻みな隆寛付属を元久元年とす。長楽寺真本の奥亦同じ。もし元久二年ならば、付属の後の制作となるべし。年時不合なるなり。これによるに、堯恵見る所の本はあやまりにして、了栄引く所の伝本、元久元年とする者、正本なるべし。されば是れまた異説とするに足らず。次に智円の建仁元年（六十九）堯恵の元久元年の説。開祖の要決に、建久九とするにたがへば、不審ありといへども、本山義・深草義には、要決を用いずなるべし。されば異説の中に立つべし。かくのごとく選択するに、一に建久九年の説、これ十六門記・徹選択・密要決・要決・決疑鈔・了慧伝・四十八巻・九巻・十巻・行観鈔・智通鈔・源流章・等みな同じ。二に正治年中の作。智円鈔所出の一念義の説。及び血脈伝来鈔の説なり。三に建久元年の説。智円私聚の義。四に元久元年の作。敬西伝・古徳伝の説なり。このほか正源名義に、建久七年仮名がきの説あれども、論ずるに足らず。この四説の中、今家の用いる所。古徳伝の元久元年の説によるべしといへども、一には順徳院処胎の時。公胤破文を焼くの難。二には執筆の真観没後の難あり。そのほか、かの伝未再治なる事上のごとし。されば、直資の説及び多分の説なれば、建久九年の作を正義とすべし。且つ有師。元久元年の説は、化巻の禅定博陸（法名円照）の文によるかという説あり。いまいはく、月輪公禅定博陸法名円照の御名たかければ、これを出すのみ。又是れおそらくは私日記に、月輪禅定殿下兼実（御法名円照）とあるにならひたまふか。僧讃等、多くこの言によりたまふことあり。ならへとおもふべし。又建久九年の説によるとも、四十八巻には、宜秋門院中宮にて、一品の宮を御懐妊の時、公胤元祖相会して、公胤寺にありて、決疑をやくといへり。按ずるに、一品の宮とは、春華門院にして、皇代暦に建暦元年十一月八日、十七歳にして崩といふによるに、建久六年の処胎なり。この時公胤破文をやく事、年時不合なり。おそらくは是れ公胤破文をやくの時に、あやまりあるべし。かの一一願言の時も出会あり。そのほかたびたび出会のようあれば、後度の会の時なるべし。かの元祖御中陰に、公胤懺悔の言には、いつの出会ともなし。ただこの出会をかの処胎の時にあつるに、あるいは順徳院、又は春華門院と附会して、あやまるなるべし。されば建久九年選集の説には、あやまりなくして、かの破文をやくの時に、あやまりあるべし。又草本・刪本・等の異本あれば、草本より再治の間につひて、年時の違説を成ずるかともおはるれども、ただ二巻の文集、さのみ再治にひまもあるべし。建久九より建仁元までは四年を経。元久元までは七年を送れり。再治の年間とはみえがたし。思ふに成覚が入門は、建久九年にあり、さればわれよくその作時をもしるといふがために、建久九の翌年、正治となれば、正治年間といふか。又隆寛の付属。元

久元年なれば、作後その間なきことをいはんがために、敬西伝には元久元とするが、古徳伝も吾祖を最初付属とするに便よければ、これによるか。みなその私よりするなるべし。智円の建仁元といふは、西山勘文の役をいふに、建久九にては、二十二にして、わかすぎれば、四年延ばして、二十五歳とする心か。堯恵の元久二とするも、また是れに同じくして、七年延ばして、二十九歳勘文とする奸計か。いづれ建久九年六十六歳といふを、正説とおぼえたり。

●柔遠（一七四二―一七九八）『選択本願念仏集錐指録』巻一（『真宗全書』第十九巻三頁）

鎮西決疑云。建久九年。作り已る。ひそかに先師に示して云く此の集師に依りて流布せしめず。然れば汝これ此の法を伝うべきの仁なり。一本を写取し、末代に弘通せしむべし。

② 元久元年説

●覚如（一二七〇―一三五一）『拾遺古徳伝』巻六（『真聖全』Ⅲ、七三〇頁）

選択本願念仏集は月輪の禅定博陸の告命によりて元久元年（きのえね）のはる聖人選集したまふ。真宗の簡要念仏の奥義これに摂在す、みるものさとりやすし、まことにこれ希有最勝の華文、無上甚深の宝典なり。としをわたり、ひをわたりて、その教誨をかうぶるひと千万なりといへども、親といひ疎といひ、この見写をうるともがらはなはだもてかたし。しかるに元久二年（きのとのうし）善信聖人恩恕を蒙りて選択集を書写したまふ。選集以後これ最初なり。おなじきとし初夏仲旬第四日選択本願念仏集の内題の字、ならびに南無阿弥陀仏往生之業念仏為本と、釈空（外題のした）の字とをば聖人真筆をもてかゝしめたまひき、これを授与したてまつらる。

●深励（一七四九―一八一七）『選択集講義』、法蔵館、二十二頁。

この集撰述の年代のことは今家別途の相承あることゆえ、委しく弁ずべし。この年代に甚だ異説有りて、まづ鎮西の伝に二説あり。一には黒谷

伝三の説は、建久九年元祖六十六歳の御撰述とす。良忠の決疑鈔、並に選択伝等もみなこの説を用る。聖覚法印の十六門記の説もこれと同じことなり。二には鎮西の第七祖了誉の浄土付法伝の説では元祖六十歳の春正月二月の間に殿下の請によって作り給ふと。これは外にはない説なり。西山に三説あり。一には西山上人の密要決一の説は、上の黒谷伝などに同じことで、六十六歳の撰述と云う説。すなはち西山家では西谷流の行観の私記一にはこの説を挙ぐ。二には西山流智円の説。智円の私聚鈔に、当流の義は建仁元年とあり。これは元祖六十九歳の御撰述と云う説なり。三には西山深草流。尭恵の私集鈔に元久元年七十二歳の御撰述とす。これ西山の中でも六十六歳と六十九歳と七十二歳と、各々伝えが別なり。さて長楽寺流。多念義の説は智円の私聚鈔の中に挙げてありて、元久元年七十二歳の御撰述とす。尭恵の私集抄の説と同じ事なり。右の通り西山鎮西長楽寺みな元祖の選択集付属のありた流祖なれども、流義流義でみな異説あり。この外に尭恵の私集抄八引く。信瑞の法然上人伝に伝記の説を挙げて元久二年七十三歳の御撰述とす。これはほかにない説なり。また正源明義抄の説では建久八年六十五歳の時仮名書に作り給ふたそれを翌年建久九年殿下の請によりて漢文になほしてつかはされたとあり。これは上の黒谷伝と同じく建久九年の御撰述という説なれども、その前年に仮名書に作り給ふと云うが外の説と違ふてあり。また此の外に聞香記の中に正治年中の御撰述という一説あり。これは智円の私聚鈔一に出てありて、一念義の説なり。一念義の流義では正治年中の御撰述とす。これは西山流に伝わる建仁元年の説と同じ。なぜなれば正治三年に年号が改まりて建仁元年になりたゆえ、正治三年と云うも建仁元年と云うも同じ説じやと申してあり。此の集撰述の異説まづ此の如し。さて今家に於いては、何れを以て正説とすべきやと云うに、古来今家の末学、多分黒谷伝の建久九年六十六歳の説を正説とすることにして、即ち聞香記の中に異説を挙げおわりて建久九年の説を正説とすべしと申してあり。それは何故ぞと云うに、聖覚の十六門記、西山の密要決、元祖の御直弟方のたまふことに間違はない筈なり。そこで建久九年の説を正説とするなり。今私には此の古来の説は取り用ひず。なぜと云うにたとい聖覚法印の説であらふが、西山上人の説であろうが、それにはかまわぬ。か様な事実は異説あるものなり。隣村にありたことでもいろいろの異説あり。事実の異説は通釈はならぬなり。よつてその家々の説を守るべし。これ現に西山には密要決に建久九年の説が挙げてあれども、智円の私聚鈔も尭恵の私集鈔もみな密要決の説とは別なり。みなその流義流義で伝える所の説を守ることなり。今選択集の御撰述の年代今家相承の説は覚如上人の拾遺古徳伝六に選択本願念仏集は月輪の禅定博陸の告命によりて元久元年甲子の春聖人撰集し給ふ。乃至。元久二年乙丑聖人恩恕を蒙つて選択集を書写し給ふ。選集以後これ最初なりとある。これは上の異説の中の長楽寺多念義の説と及び西山深草流尭恵の私集鈔の説

と同じことなり。これを今家の正説とするなり。今家に於いては黒谷伝の建久九年の説は決して取り用いがたし。なぜと云うに黒谷伝の説は聖光房建久八年に吉水に入室せられて、その翌年建久九年に御製作の選択集を直ぐに聖光房に付属し給ふと云う説なり。これは昨日弁ずるが如く、聖光房の吉水入室の説が今家の口伝鈔と違う。その上に今家の伝へは建久九年から四年後の建仁元年辛酉の年が吾祖二十九歳の御年で、吉水御入室なり。吾祖の吉水御入室のない前は選択集御製作はなし。その建仁元年から四年後の元久元年甲子の年がこの集御撰述の年。その翌年元久二年乙丑の年にこの選択集も吾祖に付属し給ふ。それを化巻末に元久乙丑年恩を蒙つて選択を書くとある。すなはち古徳伝の処に、この化巻の文を引きて、その下の細注に、撰集以後これ最初なりとあり。これが今家の各別の相伝の説なり。西山の善恵房も、今家の吾祖も、みな選択集御撰述のとき在した人なり。しかるに善恵房はこの集勘文の役をつとめさせられ、今家の吾祖は、最初より徳を匿し光を包んで、在たによりて、学者らしく選択集撰述の座には在さず。されども元祖の吾祖におけるや。本迹ともに各別ないはれがあるによて選択集を最初に吾祖に御付属なされた。それを古徳伝に撰集以後これ最初なりとあり。元祖元久元年御撰述の時は、一向に他見を禁じ給ひ、月輪殿下の方へも壁底に埋んで窓前に遺すことなかれと、厳しく云てつかはされたほどのことなり。しかる処、その翌年の春最初に今家の吾祖に、この選択集を付属なされると云うが。今家相伝の説なり。その流義流義で年代に異説のあるのは、みなわけのあることにして、長楽寺流の多念義では、隆寛律師に選択御付属のありたるは、元久元年と伝へる故に、選択集御撰述の年代も、元久元年の説をとるなり。しかればその流義流義でわけありて年代に異説ありなり。今家相承は元久元年の御撰述と云う所は、長楽寺流と同説なれども、御撰述以後、隆寛律師へも聖覚法印へも誰にも付属せずにいつて最初に吾祖に御付属と云うという説なり。今家の末学でいながら、今家相伝の説をとらずに黒谷伝の鎮西に伝わる建久九年の説をとるは、はなはだ心得違ひなり。また事実を以ておすに、月輪殿のことは、公卿伝によるに、建久九年の年は月輪殿下の五十歳になり給ふときで、まだ出家入道はしたまはぬ時分なり。その時分にも、勿論元祖に御帰依にして、念仏の法門御信仰ではあれども、まだ表をつとめ給ふときゆへ選択集を請ひうけて、御研究の御遑はない筈なり。月輪殿下の出家入道は、公卿伝に建仁三年とあり。建仁三年殿下五十四歳のとき、出家入道なされて、法名円照と名乗り給ふた。もう御隠居なされたゆへ、だんだん御法門に入らせられ、それから三年目の元久元年に選択集を請ひ給ふたと云ふこと。道理必然なり。すなはち月輪殿下も御入道またその時に使者につかはし給ふ重経も入道なり。御入道が入道を使者につかはされて選択集の御撰述を請はせられたことさうありそふなものなり。よて化巻に、選択本願念仏集は、禅定博陸の教命に依りて撰集せしめるところ

なりとあり。禅定は禅定門と云ふこと。浮世のさわがしいことを離れて出家入道して、しづかな禅定門にはいりたまふことなり。つねに俗の法体したるを禅門と云ふが、是れと同じ。今この集をこひ給ふは月輪殿下已に禅定門に入り給ふた後やと云ふことを顕して、禅定博陸の教命に依るとのたまふ。依てその下の細註には法名円照と記し給ふたものとみへる。しかれば今家に於いては、月輪殿下御入道の後元久元年に選択集御撰述と云ふを正説とすべきことなり。

●宣明『選択本願念仏集枢要』巻一（『真宗体系』第十二巻二頁）

此集の年月いつの頃なるかと云ふに其説一にあらず。今しばらく三家の説を以てこれを分かつに、初めに建久九年元祖御年六十六歳の時也。これは決疑鈔五云殿下宿縁にもよほされて信仰のあまり請ひ給ひしによりて建久九（戊午）年の年製すと黒谷伝十一にも亦同じ。然れば鎮西家の説みな建久九年也。又十六門記及び密要決亦之に同じ。建仁元（辛酉）年六十九歳の時と云ふ。これ西山家智円の私聚鈔の説なり。（此の智円は聖人の滅後百二十八年に私聚鈔を作る。今本文載するに遑あらず。後の加をまつなり）（或いは云正治年中の選というはこの建仁の説と同ず故に正治三年三月に改元して建仁と号す知るべし）覚如上人の拾遺古徳伝に選択本願念仏集は月輪禅定博陸の告命に由りて元久元（甲子）年春聖人撰集し給ふとあり。しかるに元久二（乙丑）年聖人恩恕を蒙て選択集を書写し給ふ撰集以後最初の付属と云ふ。これ今家の説なり。今家のみに非ず堯恵の私集鈔及び敬西房の元祖の御伝にも此の説あり。

●大含（一七七三―一八五〇）『選択集真宗義』巻一（『真宗全書』第二十巻二頁）

月輪殿下の仰によりて選集したまふこと諸伝皆同じ。その選集の年時を言はば、浄土の諸流種種異説あり。鎮西流にも二説有りて。一黒谷伝十一には、建久九年六十六歳の時といふ。良忠の決疑鈔・選択伝（選択伝は建久八年戊午此の集起こるとあり。しかるに八年は九年の誤りとみゆ。しからざれば、干支に合はず。戊午は九年なり）等、みなこの説を用ふ。聖覚の十六門記もその説なり。二に鎮西の第七祖了誉の浄土付法伝には、六十六歳の春、正月二日の間、殿下の請いによりて集むと云ふ。これは外になき説にて、黒谷伝の説よりは七年前、建久三年といふ。西山流においては三説あり。一に西山上人の密要決一の説は、黒谷伝と同じく、六十六歳の集といふ。西谷義の行観の私記にもこの説を用ひて

あり、二に智円の私聚鈔には当流には建仁元年とあれば、六十九歳の集といふ。三には深草流堯恵の私集鈔八には元久元年七十二歳の集といふ。また長楽寺流多念義の説は、智円の私集鈔にあげて元久元年七十二歳の集といふ。堯恵の私集鈔と同説。その上に私集鈔八に信瑞の法然上人伝の説を挙ぐ。元久二年七十三歳の集とす。又正源名義鈔には建久八年六十五歳のとき仮名書につくり給ふて、その翌年建久九年に月輪殿下の願によりて、真名文になされて進ぜられたといふ。これは黒谷伝などと同説なれども、前年は仮名かきそれを翌年に漢文に改めたまふといふは、他の説と異なり。又正治年中の集と一説にはいふ（聞香記にも引く）。智円の私集鈔一に挙るところの一念義の説なり。即智円この説をあげて、これは西山に伝える建仁元年六十九歳の説と同じことなり。なんとなれば、正治三年三月に建仁と改元す。故に正治年中といふと、建仁元年といふは同説といふ。諸家の異説是の如くまちまちなり。今家に於いては、何れの説を用ふると云ふに、古来の末学こぞりて黒谷伝の建久九年六十六歳の説を用ゆ。もとも十六門記や密要決、みな元祖の御直弟の説なれば、信用するにた足れりとす。今謂。この説を依用しがたし。今家には明らかに御相伝の説有りて、覚如上人の拾遺古徳伝六十一に云く、選択本願念仏集は、月輪の禅定博陸の告命によりて元久元年甲子の春、聖人撰集したまう。真宗の肝要、念仏の奥義、これに摂在す。これは上の異説の中長楽寺多念義の説並びに西山深草流堯恵の私集鈔の説に同じ。これ今家の正説とするところなり。もし黒谷伝の建久九年の説を用ふれば、今家の義にまた違することあり。そのゆえは、黒谷伝の説は、聖光房建久八年に吉水入室にて、その翌年この集を撰びたまひ、それをすぐに御付属という説なり。それは今家の御伝は、聖光房は吾祖の御引導にて吉水入室という御伝へで、口伝鈔に出たり。その上は今家の伝は、建久九年より四年のち、建仁元年が吾祖吉水入室。その已前はこの集御撰述なし。正付属なきゆえなり。よつてその後古徳伝六に、化身土巻の文を引き、その細註に云う。御撰集以後これ最初なり。元祖と吾祖と、本迹二門につひて、格別のいはれあればこそ、御付属は吾祖をもつて最初とす。しかればこの建久元年の説を今家の正説と決すべし。然るに末学、他流の説に朋ひ、そのはなはだしきは、古徳伝を誤りとし、吾祖の御付属の前年の作なるべしとおぼしめして、かく記したまふなるべしといふ。有録もあり。今謂ふに、これはみな他流の説に朋ふて、今家の説を用ひず。謂う所の家鶏を厭い野鶩を愛すの類なり。しかれば、元久元年の説を用ゆべし。その上事実を推すに、月輪殿下は公卿伝に依るに、建久九年は殿下の御歳五十歳にて、未だ出家入道したまはず。もともその頃も御帰依にて、念仏門に入りたまへともその後建仁二年に入道したまひ、法名円照と名のり給ふ。それよりまた三年をへて、元久元年にこの集を請いたまう。御使いをつとめたる重経も、重経入道なり。よて化身土巻にも禅定博陸法名円照の教命によりてとあり。禅定なれば

禅定門、うき世をはなれ。出家入道の称なり。しかれば殿下の御当職の時にあらず、禅定門に入り給てからのこととみえて、禅定博陸円照の教命とあれば、殿下御入道後の元久元年の撰集といふこと、事実にも符ひ、化身土巻の文にも契ふ也。

●慧雲（一七三〇―一七八二）『選択集通津録玄談』（『真宗全書』第十八巻三九三頁）

制作年時は。法要二十七古徳伝六云。元久元年甲子（師年七十二）の作。私集鈔八之に同じ。或いは（私集鈔八隆寛律師の弟子信瑞の説を載せる）云。元久二年己丑（師年七十三）作。或いは（十六問記。密要。口筆。決疑。私記。絵詞。源流。等説く）云。建久元年戊年（師年六十六）作る。或いは（私聚鈔智円説）云。建仁元年辛酉（師年六十九）作。或いは（一念義。深草義等説）云。正治年中（師年六十七八）作。或いは（正源名義説）云。建久八年仮名二巻を選す。同九年改めて漢字と為す等、已上六説。宜しく法要に従うべし。

●僧郎（一七六九―一八五一）『選択集戊寅記』一（『真宗叢書』第六巻一頁）

『法要』二十七『古徳伝』に「元久元年甲子春、殿下の請に依りて撰集す」と云々（師、年七十二歳）、『私集鈔』八も此説に同じ、又『私集鈔』八に信瑞の説を載せて云く「元久二年乙丑、上人七十三御歳也」と云々、又『十六門記』、『密要決』一、『決疑』五、『私記』一、『絵詞伝』十一等に「建久九年戊午、師年六十六作」と、又『私聚鈔』（智円）に云く「建仁元年辛酉（師年六十九歳）撰述」と、年時は上来に四説あり、『正源名義鈔』に「建久八年仮名二巻を撰し、同九年改めて漢字と為す」と云々、此説を併せば五説と為る、今家の相承は専ら『古徳伝』に依る、『密要決』に説かく「上人六十有余従り籠居して殿下の請に赴かず、故に面謁を擬せんと欲して、筆記を請う」と云々、殿下の請いに依つてこの集を製する。（以下省略）

以上、『選択集』の選集の時期について、諸説を概観したが、それぞれの説が述べられている文献の成立事情や宗派的事情などを考えると、客観性をもつものは多くないと言わなければならない。宗派的事情としては、聖光は建久九年・十年に相伝されたと伝えられ、隆寛は元久元年に付属されたと伝えられている。また、親鸞は元久元年に付属されたと伝えられているなど、これらの付属に関して、選集年時が主張されているのか

も知れない。

もっとも、証空は、勘文の役[2]に当っており、西山派ではこの点は無関係であるが、その証空の『選択密要訣』の成立については問題があり、証空自身の説（建久九年説）かどうかは考究の余地があるとされる。選集の時期に関しては、決定的論壇を下すだけの充分な資料も論拠もあらわれていないと言うにとどめておく。

三　『選択集』の諸本

次に、『選択集』の諸本については、古来、二本があるとする説、四本があるとする説などがある。

まず二本説については、源智や良忠が示すように、略本とは兼実の高覧本であり、広本とは執筆の弟子が初学者のために名目を加えたものであるといえる。略本・広本の間に、異なる箇所も少しは存するが、略本に依るべきであると言われる。

尭恵の『選択集私集鈔』には、広本の執筆者は真観房感西であり、勘文を加えた事が記される。

同じ二本説として、長西の『選択本願念仏集名体決』には、新旧二本説が唱えられ、巻頭の南無阿弥陀仏の下が「念仏為先」となっているものを旧本、同じく「念仏為本」となっているものを新本といる。つまり、『選択伝弘決疑鈔』第一に整理されるように、広本は「念仏為本」となっていることから、広本が長西の新本に当たり、略本が長西の旧本にあたるとみることができる。

次に四本説とは、義山（一六四七―一七一七）の跋文に述べられるように、稿本・刪本・正本・広本の四本があるとする説である。稿本とは、高覧本の草稿として著わされたものである。刪本とは、高覧本を指し、聖光や隆寛などにも授けられたもので、良忠の『選択伝弘決疑鈔』は刪本を註解したものである。また、延応元年に出版された延応本は、刪本を原本としたものであり、今日見られる『選択集』の基礎となるものである。次に、正本とは建暦本といわれるもので、原本は今日見出されない。法然が建暦元年に勝尾寺から帰洛した際に、法然の心に基づいて門弟が修飾を加え、平基親が序を作って、法然の滅後に刊行されたものである。最後の広本とは、先述の良忠のいう広本に当るものである。

●源智『選択要決』（『浄土宗全書』七―一八四頁）

問う、この集の広略二本所以有りや。答う。略は即これ殿下高覧の本なり。広は執筆弟子初学者の為に粗名目を加うるのみ。問う、広略二本相違有りや。答う。大別なしといえども、少異あり。高覧の本を以て正となすべきなり。

●良忠『選択伝弘決疑鈔』巻第五（『浄土宗全書』七―三四七頁）

選択集の本に広略あり、略は則ち高覧の本なり。ある遺弟の云う広本は執筆の人初心の者の為に後に名目を加ふ、自ずから少異あり、高覧の本にはしかず。

●良忠『選択伝弘決疑鈔』巻第一（『浄土宗全書』七―一九〇頁）

問う。念仏為先とはいずれの後に対するや。答う。為先と言うは前後を云うにはあらず、往生の行の中に念仏最要なり、故に為先と云う。かの往生要集の中に念仏為本と云うがごとし。故に広本には念仏為本と云う。

●長西『選択本願念仏集名体決』（『浄土宗全書』八―四四八頁）

往生之業念仏為本と云う。此の註の文に付き新旧の異あり。旧本には念仏為先と云う。新本には念仏為本と云うも言異に意同じ。

●義山『選択集』跋文（『浄土宗全書』七―七六頁）

選択本願念仏者は吾が祖空和尚月輪殿下の請に因りて述せり。四本有るか。第一は稿本始章に三経の説時を論ずるものこれなり。第二は冊本初め殿下に呈し及び光師に授くるものこれなり。第三は正本末後に修飾刊行して平氏序を作れるものこれなり。第四は広本門人其の文を増証するものこれなり。初後の二本は世に行われず。伝刻する所のものは第二第三のみ。

広本を延書にしたと推測されるものとして、龍谷大学蔵の存覚上人（一二九〇―一三七三）の手沢本がある。現存のものは、第九の四修章まで

しかない零本であるが、標宗が「念仏本とす」となっているなど、広本を延書にしたものであると言える。また、『漢語灯録』所収の「大経釈」の説明内容と一致する部分が多く[3]、従って、石田充之は、廬山寺本や往生院本などになる前の三部経釈に近い原始草稿本とでも推測することができる、と結論づけている[4]。

註

（1）兼岩和広は、「廬山寺蔵『選択集』における白紙頁の解明―修復作業との関連をめぐって―」（佛教大学『仏教学会紀要』六号、一九九八年）や、「廬山寺蔵『選択集』の草稿的位置づけをめぐって」（浄土宗教学院研究所『仏教文化研究』第四十二・四十三号、一九九八年）において、東大寺講説における三部経釈が『選択集』の草稿本であることを示し、廬山寺本が草稿本であるという従来の説に疑問を呈している。

（2）西山学会『選択集』研究会『復元根源正本　選擇本願念佛集』（西山浄土宗宗務所、一九九八年、一四九頁―一五一頁）の解説に於いて、勘文の語の義や使用例を挙げながら、「勘文役」について論じられている。「勘文」とは、「典拠から要文を引用して組み合わせ、自分の解釈を加えること」であり、その使用例として、良忠が『選択集』を指して「祖師の勘文」といい、聖光が『智度論』を引用・解説したことを「先師の勘文」と記すなどの例を挙げている。そして、「役」とは、「つとめ、しごと」のほかに、「つかえる、つかわれる、たすける」等の意味のあることを示し、勘文役とは、「勘文の役目」と読む場合もあるであろうが、「勘文の補佐」と解釈すべきであり、従来、証空が勘文に当ったと解釈されることが多かったが、勘文をしたのは法然であり、勘文の補佐をしたというのが正しいと指摘している。

（3）石井教道『昭和新修法然上人全集』一九五五年、平楽寺書店。八三、八四、八五、八七頁。

（4）石田充之『選択集研究序説』一九七六年、百華苑、六三頁。

（玉木興慈）